



市 章

大津市公報

令 和 5 年 4 月 17 日
第 9 6 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 告 示

95 災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定について…………… 1

96 災害対策基本法による指定一般避難所の指定等について…………… 1

97 災害対策基本法による指定福祉避難所の指定について…………… 2

98 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定について…………… 2

99 生活保護法による指定医療機関の指定等について…………… 2

100 生活保護法による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定について…………… 3

101 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定等について…………… 3

102 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定について…………… 4

○ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告…………… 4

道路位置指定公告…………… 4

農用地利用集積計画公告…………… 5

○ 教 育 委 員 会 規 則

11 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則…………… 5

○ 公 平 委 員 会 規 則

1 大津市個人情報保護法等の施行に関する公平委員会規則…………… 5

2 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則…………… 5

3 大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 6

○ 公 平 委 員 会 告 示

1 公平委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて…………… 6

告 示

大津市告示第95号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、次のとおり指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年4月17日

大津市長 佐藤 健 司

施設の名称	所在地	対象とする異常な現象の種類	指定年月日
唐崎保育園グラウンド	大津市際川三丁目37番1号	洪水、崖崩れ・土石流及び地滑り、地震並びに内水氾濫	令和5年3月16日
羽栗公園	大津市羽栗一丁目19番	崖崩れ・土石流及び地滑り並びに地震	令和5年3月16日
滋賀アリーナ（屋外駐車場、多目的広場）	大津市上田上中野町779番地	洪水、崖崩れ・土石流及び地滑り、地震、大規模な火事並びに内水氾濫	令和5年3月16日

大津市告示第96号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項及び同条第2項において読み替えて準用する同法第49条の6第1項の規定に基づき、次のとおり指定一般避難所（災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第1条の7の2第1項に規定する指定一般避難所をいう。）を指定し、又はその指定を取り消したので、同法第49条の7第2項において読み替えて準用する同法第49条の4第3項及び第49条の6第2項の規定により告示する。

令和5年4月17日

大津市長 佐 藤 健 司

1 指定

施設の名称	所在地	指定年月日
比叡山延暦寺会館	大津市坂本本町4220番地	令和5年3月16日
田上老人憩の家	大津市稲津一丁目14番32号	令和5年3月16日
滋賀アリーナ（エントランスホール等）	大津市上田上中野町779番地	令和5年3月16日

2 取消し

施設の名称	所在地	取消年月日
日吉台至明こども園	大津市日吉台三丁目33番2号	令和5年3月16日

大津市告示第97号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、次のとおり指定福祉避難所（災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第1条の7の2第2項に規定する指定福祉避難所をいう。）を指定したので、同法第49条の7第2項において読み替えて準用する同法第49条の4第3項の規定により告示する。

令和5年4月17日

大津市長 佐 藤 健 司

施設の名称	所在地	受け入れる被災者等	指定年月日
日吉台至明こども園ホール	大津市日吉台三丁目33番2号	妊産婦及び乳幼児	令和5年3月16日

大津市告示第98号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

令和5年4月17日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
住倉大津作業所	大津市小野296番地	社会福祉法人三穂の園	倉敷市玉島服部3788番地1	生活介護	令和5年4月1日	2510102466
短期入所住倉大津	大津市小野295番地	社会福祉法人三穂の園	倉敷市玉島服部3788番地1	短期入所	令和5年4月1日	2510102482
グループホーム住倉大津	大津市小野295番地	社会福祉法人三穂の園	倉敷市玉島服部3788番地1	共同生活援助	令和5年4月1日	2520100443

大津市告示第99号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち、休止又は廃止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和5年4月17日

大津市長 佐 藤 健 司

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
ビリーブ訪問ステーション	大津市富士見台26番1号ハイラル富士見台102号	令和5年2月22日
訪問看護ステーション然	大津市柳が崎9番17号ルジェンテ大津101号室	令和5年3月1日

2 休止の届出があったもの

名 称	所 在 地	休止年月日
医療法人湖秀会藤岡内科医院	大津市黒津二丁目2番3号	令和5年4月1日

3 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	廃止年月日
貴田耳鼻咽喉科	大津市本堅田五丁目21番6号	令和5年4月13日
ココカラファイン薬局 JR 瀬田駅前店	大津市大萱一丁目10番1号	令和5年3月17日

大津市告示第100号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、次のとおり告示する。

令和5年4月17日

大津市長 佐 藤 健 司

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者にあつては、施術所の名称及び所在地）	指定年月日
森 千紘	大津市大萱四丁目11番1-106号	令和5年3月18日

大津市告示第101号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち休止又は廃止の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和5年4月17日

大津市長 佐 藤 健 司

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション然	大津市柳が崎9番17号ルジェンテ大津101号室	令和5年3月1日

2 休止の届出があったもの

名 称	所 在 地	休止年月日
-----	-------	-------

医療法人湖秀会藤岡内科医院	大津市黒津二丁目2番3号	令和5年4月1日
---------------	--------------	----------

3 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	廃止年月日
ココカラファイン薬局JR瀬田駅前	大津市大萱一丁目10番1号	令和5年4月1日

大津市告示第102号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、次のとおり告示する。

令和5年4月17日

大津市長 佐 藤 健 司

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者にあつては、施術所の名称及び所在地）	指定年月日
森 千紘	大津市大萱四丁目11番1-106号	令和5年3月18日

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年3月29日

大津市長 佐 藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市真野一丁目31番40号 木下 洋一	大津市真野一丁目字上ノ海道 342番2、343番2及び345番 16	387.71㎡	令和5年 3月27日	第1655号

(令和5年3月29日揭示済)

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

令和5年3月29日

大津市長 佐 藤 健 司

地 名 ・ 地 番	申請人の住所・氏名	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	本数
大津市下阪本一丁目字寺田746番1	大津市唐崎三丁目1番35号 株式会社三幸ハウジング 代表取締役 吉田 竜一	53.70	6.00	1

(令和5年3月29日揭示済)

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和5年3月31日

大津市長 佐藤 健 司

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

（令和5年3月31日揭示済）

教育委員会規則

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月17日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第11号

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

大津市学校運営協議会規則（平成27年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表打出中学校学校運営協議会の項の次に次のように加える。

田上中学校学校運営協議会	田上中学校
--------------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公平委員会規則

大津市個人情報保護法等の施行に関する公平委員会規則を公布する。

令和5年4月17日

大津市公平委員会

委員長 平 井 建 志

大津市公平委員会規則第1号

大津市個人情報保護法等の施行に関する公平委員会規則

大津市公平委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第43号）の施行については、大津市個人情報保護法等施行規則（令和5年規則第13号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
（大津市個人情報保護条例の施行に関する公平委員会規則の廃止）
- 大津市個人情報保護条例の施行に関する公平委員会規則（平成16年公平委員会規則第2号）は、廃止する。

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月17日

大津市公平委員会

委員長 平 井 建 志

大津市公平委員会規則第2号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成17年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の4又は第28条の5」を「第22条の4」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員からの苦情相談に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による採用は、改正後の職員からの苦情相談に関する規則第2条第1項第2号に規定する法第22条の4の規定に基づく採用とみなす。

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月17日

大津市公平委員会

委員長 平 井 建 志

大津市公平委員会規則第3号

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
別表第1市長部局の項中「、理事」を削り、「スポーツ推進監」を「管理監」に改め、「、生活安全調整監」を削る。

別表第2支所の項の次に次のように加える。

長等創作展示館	館長
---------	----

別表第2動物愛護センターの項の次に次のように加える。

すこやか相談所（堅田すこやか相談所、膳所すこやか相談所及び南すこやか相談所を除く。）	所長
--	----

別表第2地域包括支援センターの項中「中地域包括支援センター及び比叡地域包括支援センター」を「比叡地域包括支援センター及び瀬田地域包括支援センター」に改め、同表子ども発達相談センターの項中「、副所長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。

公 平 委 員 会 告 示

大津市公平委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、公平委員会の権限に属する事務のうち、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に係る次の事務を市長部局の個人情報保護に関する事務を所管する所属の職員に補助執行させる。なお、平成16年公平委員会告示第1号（公平委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）は、廃止する。

令和5年4月17日

大津市公平委員会

委員長 平 井 建 志

- (1) 法第76条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求（第5号において「開示請求」という。）の受付に関すること。
- (2) 法第87条の規定による保有個人情報の開示の実施（送達によるものを除く。）に関すること。
- (3) 法第90条第1項の規定による保有個人情報の訂正の請求（第5号において「訂正請求」という。）の受付に関すること。
- (4) 法第98条第1項の規定による保有個人情報の利用停止の請求（次号において「利用停止請求」という。）の受付に関すること。
- (5) 開示決定等（法第82条各項の決定をいう。）、訂正決定等（法第93条各項の決定をいう。）、利用停止決定等（法第101条各項の決定をいう。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求の受付に関すること。